

議第七十二号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年三月六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二十二号中「で、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの」を削り、「千六百八十円」を「二千百六十円」に改め、同条第二十七項第三号中「地方公共団体」の下に「の区域」を加え、「で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの」を削り、「七百十円」を「千六百二十円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和六年一月一日から適用する。

提 案 説 明

災害応急対策に係る作業に従事する職員に支給する特殊勤務手当の支給上限額を改定する等のため、この条例を定めようとする。